

# 平成 30 年度 第 11 回

## 愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	平成 31 年 2 月 25 日(月) 午後 16 時 00 分～午後 16 時 45 分					
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室					
出席委員 13 名  欠席委員 1 名	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別
	1	和喜田 重則	出	8	土居 尚行	欠
	2	畑田 藤志郎	出	9	河野 仁	出
	3	岡添 蔦代	出	10	西崎 梅一	出
	4	孝野 覚也	出	11	尾崎 春夫	出
	5	山口 深	出	12	田中 定嘉	出
	6	西口 孝	出	13	谷口 八千代	出
	7	太田 憲男	出	14	浜田 暁	出
議事録署名人	3	岡添 蔦代		4	孝野 覚也	
総会に出席 した者の氏名  推進委員 3 名  事務局職員 2 名	職名	氏名		職名	氏名	
	推進委員	尾崎 光由		推進委員	高平 幸和	
	推進委員	山下 延夫				
	事務局長	吉村 克己		課長補佐	松本 仁志	
会議の内容	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について 議案第 3 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第 4 号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)					

## 平成 30 年度第 11 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から平成 30 年度愛南町農業委員会第 11 回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は 14 名中 13 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、3 番、岡添 薫代委員と 4 番、孝野 覚也委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第三、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。</p> <p>受付番号 20 番、上大道 1395 番外 11 筆、地目・面積は畑・18,498 m<sup>2</sup>で 3 条地上権でございます。</p> <p>本申請は、営農型太陽光発電事業に関する案件で、平成 27 年 10 月の定例会で 3 条使用貸借の許可を受けました農地の地上部分に、ソーラーパネルを設置することについての申請でございます。また、後ほどご説明いたします 5 条の一時転用許可申請に伴うもので、以前に一時転用を許可した期間の 3 年を経過したため、再度 3 年間の一時転用許可申請を行うことに伴うものです。なお、本案は、5 条の一時転用と同じ期間にする必要がありますので、本案が可決された場合は、5 条の一時転用が許可された日と同日で許可書を発行いたします。</p> <p>受付番号 21 番、御荘菊川 384 番 2 外 12 筆、地目・面積は田・1,105 m<sup>2</sup>、畑・4,776 m<sup>2</sup>で 3 条有償移転でございます。経営面積は 397.7a でございます。</p> <p>以上 2 件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>

議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。20 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、図面のとおりです。すでに 3 年が経過しておりまして、下にサカキが植わっております。前々回か、営農型ソーラーの営農の部分が大丈夫かという話があって、農業委員さん数名と事務局で視察を行いました。視察を行った結果は、あまり芳しくないものもかなりあったのですが、その後の指導もございまして、現在は以前とは違ったようになっております。ただ、まだ新しく植え替えたばかりでございまして、生育の度合いは全くわかりません。最初の条件としては、4 年後からのサカキの出荷ということで許可が下りていたみたいですが、今年出荷できる状況ではありません。ただ指導後、肥料をやったり、排水をキレイにすることはできておりますので、ここでの更新ということになります。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>あまり認めたくはないですが、一応、指導を素直に聞いて、対策はとっておられるようです。今、植えたばかりで大きい苗が来たので、見栄えはいいと思います。対策も取られております。</p>
委員	<p>新たに、他の場所も認めたのなら、あと 3 年くらい指導の経過を見てもいいのではないのでしょうか。</p>
議長(会長)	<p>条件を付けての許可となっております。</p>
委員	<p>3 年前のとおりだが、植え方が違っている。平らだったが、盛り上げて植えている。今後の管理次第かと。</p>
委員	<p>様子を見るということで。視察に行っていなかったら、4 年後も 5 年後も出荷するような状態にはならなかったと思います。排水もされておりますが、それまでに重機でしめてから、粘土のようなところに植えているので、なかなか排水が悪い。言えば、泥道を車が走ったら水たまりができる、ああいう状態のところ植えて、粘土ばかりにしるので、周囲を掘って排水をしても、なかなか悪い。</p>

	<p>スコップで掘ったら、すぐ水が出ると言っていた。根本的な改良は土を入れ替えるか、全面堆肥を入れて、トラクターでたたかして、元の畑の状態にしないと、なかなか難しいのではないかと思う。かなり有機物を投入しないと、今回植えたのも、心配をしとる。</p>
議長(会長)	<p>他に無いようでしたら、経過を見るということで、承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に 21 番お願い致します。</p>
委員	<p>内室手バス停より約 500mの山間部です。現状は荒廃農地を含む田畑で、畑には一部、柑橘が植わっております。譲受人が、レモンを植える目的で購入します。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第 2 号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 2 号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 24 番、上大道 1395 番外 11 筆、地目・面積は畑・18,498 m<sup>2</sup>のうち 147.17 m<sup>2</sup>でございます。転用目的は営農型太陽光発電設備でございます。</p> <p>先ほども 3 条地上権の案件でご説明いたしました、本申請は、平成 27 年</p>

10月の定例会で3条使用貸借の許可を受けました営農型太陽光発電事業に関する案件でございます。この3条許可により、耕作権利者は〇〇となっておりますので、備考欄にはその旨、記載しております。なお、本申請は、農地の一部に、ソーラーパネルを設置する際に必要な支柱や電柱、パワコン等の設備を設置することについての一時転用申請ですが、前回、許可した期間の3年を経過したため、再度3年間の一時転用許可申請を行うものでございます。

また、農地の区分は農用地域内にある農地、及び良好な営農条件を備えている農地で、農振農用地及び第1種農地と判断されますが、平成25年3月31日付け農林水産省農村振興局長通知の「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについて」により、営農型発電設備に係る一時転用の場合は、農振農用地や第1種農地が含まれていても、許可の対象として可否を判断するものとされておりますので許可は可能と思われま。

受付番号25番、城辺甲2898番2外1筆、地目・面積は田・449㎡でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地と判断されます。

以上2件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。24番お願い致します。

委員

先ほどの3条と同じです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

議長(会長)

無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。

委員	<p>次に、25 番お願い致します。</p> <p>所有権の移転の関係です。昔低かった地域を道路の拡張に伴ってかさ上げをして、田んぼというよりも畑的な要素がずっと続いております。今回、譲受人が家を建てるということで所有権の移転を申し出ております。まず田んぼに戻ることはないという現状です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 21 番、広見 504 番外 4 筆、地目・面積は田・4,959 m<sup>2</sup>、畑・639 m<sup>2</sup>でございます。場所は、広域農道から旧広見浄水場方面へ入り、300mほど進んだあたりになります。</p> <p>受付番号 22 番、福浦 1439 番外 1 筆、地目・面積は畑・968 m<sup>2</sup>でございます。場所は、福浦小学校から県道を麦ヶ浦方面へ 700mほど進んだあたりになります。</p> <p>いずれの対象地も調査年月日は平成 30 年 9 月 21 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。航空写真をご覧くださいますと、いずれの対象地も雑木や竹が生えており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用は見込まれないものと思われまます。また、 周囲につきましても、対象地同様に山林・原野化しております。以</p>

	上 2 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。 次に議案第 4 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 4 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。 受付番号 135 番は再設定で、御荘平城 3657 番外 3 筆、地目・面積は田・1,939 m <sup>2</sup> 、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。 受付番号 136 番は再設定で、御荘平城 4249 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・1,923 m <sup>2</sup> 、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 3 年でございます。 受付番号 137 番は再設定で、増田 4426 番、地目・面積は田・2,096 m <sup>2</sup> 、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。 受付番号 138 番は再設定で、緑乙 3331 番、地目・面積は田・2,133 m <sup>2</sup> 、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。 受付番号 139 番は再設定で、小山 210 番外 2 筆、地目・面積は田・3,905 m <sup>2</sup> 、賃貸借で生産物は水稻・たばこ、期間は 5 年でございます。 受付番号 140 番は新規で、緑乙 3473 番、地目・面積は田・727 m <sup>2</sup> 、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。 受付番号 141 番は新規で、広見 1467 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・4,044 m <sup>2</sup> 、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 5 年でございます。 受付番号 142 番は新規で、広見 2641 番外 10 筆、地目・面積は田・8,800 m <sup>2</sup> 、賃貸借で生産物は飼料米・野菜、期間は 7 年でございます。 受付番号 143 番は新規で、広見 1575 番 1 外 4 筆、地目・面積は田・8,719 m <sup>2</sup> 、賃貸借で生産物は飼料米、期間は 7 年でございます。

受付番号 144 番は新規で、御荘平城 4204 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・1,960 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 145 番は新規で、御荘長月 969 番、地目・面積は田・1,994 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 146 番は新規で、御荘長月 534 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・7,609 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 147 番は新規で、御荘長月 971 番外 1 筆、地目・面積は田・4,009 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 148 番は新規で、御荘長月 537 番 1、地目・面積は田・3,226 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 149 番は新規で、御荘長月 533 番 1、地目・面積は畑・932 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 150 番は新規で、御荘長月 309 番 1、地目・面積は田・4,977 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 151 番は新規で、御荘長月 2886 番外 2 筆、地目・面積は田・5,082 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 152 番は新規で、御荘長月 945 番 1 外 5 筆、地目・面積は田・3,959 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。

受付番号 153 番は新規で、御荘平城 3427 番外 1 筆、地目・面積は畑・2,482 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。

以上 19 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、140 番は孝野委員が議案当事者ですので退室をお願い致します。

委員

(孝野委員退室)

議長(会長)

140 番について、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。

議長(会長)

無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)



議長(会長)	140番はご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。
委員	(孝野委員入室)
議長(会長)	その他18件について、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。
議長(会長)	以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議

長

河野 仁

議事録署名人

孝野 寛也

議事録署名人

岡添 葛代